

## 史記平準書の考察：司馬遷の武帝時代に対する批判について

著者	中村 嘉弘
著者別名	NAKAMURA Yoshihiro
雑誌名	漢文學會々報
巻	21
ページ	22-28
発行年	1962-05-25
URL	<a href="http://doi.org/10.15068/00148540">http://doi.org/10.15068/00148540</a>

# 史記 平準書 の 考察

## ——司馬遷の武帝時代に対する批判について——

中 村 嘉 弘

(一)

われわれは、史記のいたるところに、司馬遷の武帝時代の政治、社会、経済、文化に対する、あるいはその時代に活動した人間たちに対する批判を読みとることができると思う。たとえば司馬遷は公孫弘や張湯などの権臣に対して、匈奴対策に対して、また儒林に対して批判の目を向け、あるいは礼や楽や封禪の問題をとりあげて、そのあり方を批判している。史記において、司馬遷は彼の生きた武帝時代の多くの問題に対して批判しているということができよう。

この小論は、これらの司馬遷の諸批判のうち、経済方面について司馬遷がどのような批判をもっていたかという点について考えようとするものである。

司馬遷の経済についての考えは、平準書と貨殖列伝に明らかであるが、この両者は二つの異なる立場から経済を論

じている。すなわち、前者は漢一代、とくに武帝時代の経済政策及びそれと武帝時代の社会の諸現象との関係など現実の経済について論じたものであり、後者は経済の歴史、原理、地理物産、あるいは利とか富とかと人間との関係などについて論じたものであるといえる。また、前者は政治的な書であり、後者は、純粹に司馬遷の経済観をのべたものであると約言することもできよう。したがって司馬遷の武帝時代に対する批判は、平準書において、より強く表われている。以下、貨殖列伝を参照しつつ、平準書にあらわれた司馬遷の武帝朝批判について考えていこう。

(二)

この問題を考察するにあたって、まずはじめに、平準書によって武帝時代の財政経済政策についてみよう。

高祖が天下を平定して以来、孝文、孝景兩朝の平和な時代を経過して、武帝の即位の当初は、国庫はきわめて充実

して<sup>注一</sup>いた。しかし、武帝が建元三年（二三八）に、閩越と東甌の争いに兵を出したのをはじめとして、唐蒙、司馬相如らによる西南夷への進出、彭巽による朝鮮への進出など次第に事が多くなり、民心も動揺した。ことに、元光二年（前一二三）の馬邑の役以来、匈奴と和親を絶ち、戦いが続き、民は勞役に苦しみ、職費の増大は次第に困庫の疲弊を招いて<sup>注一</sup>いった。さらに、元光四年に竇嬰、田蚡の死によって、外威勢力が完全になくなり、皇帝権力が確立すると、元光六年衛青の第一回目の対匈奴出撃をはじめとして、対匈奴出兵がたび重なり、ますます国家財政は悪化し、民心は動揺していった。武帝即位の初めは豊かであった困庫も、ついに<sup>注一</sup>は戦士に対する論功行賞にさえもこと欠くありさまとなつた。

平準書に

於是大農陳藏錢經耗、賦稅既竭、猶不足以奉戰士。とのべられている。

このような状態から生れたのが、以後いくつか実施された経済政策のはしりとなつた武功爵の制度<sup>注三</sup>である。

その後も、匈奴への出兵、運河の開鑿などの土木工事、元狩三年山東の洪水による災害などによって、経済状態は悪化し、困庫は底をついた。反面、大商人は物資を思うままに動かし、銅銭を私鑄し、塩鉄事業を手中にしています。すなわち財を重ねていった。平準書に次のようにのべられている。

於是縣官大空。而富商大賈、或踰財役貧、轉轂百數、廢居、居邑。封君皆低首仰給。冶鑄煮鹽、財或累萬金、而不佐國家之急。黎民重困。

ここで武功爵について、困庫たてなおしのために次の経済政策がとられる。元狩三年（一二〇）には皮幣、銀幣、三銖錢の發行、元狩四年には孔僅、咸陽の進言による塩鉄事業の官營化を行ない、また同年楊可の建議による算緡<sup>注四</sup>と告緡<sup>注五</sup>の制を実施した。元狩五年には五銖錢を發行して貨幣の統一を行なった。これらの経済政策は、いづれも困庫の増収及び塩鉄事業を手中にし、貨幣を私鑄して莫大な富を築いていた当時の大商人を抑えるのを、目的としたものであった。告緡の制などは、中産階級以上の商人をほとんど破産に追いやり、困庫は大いに豊かになった。平準書に次のようにのべられている。

卜式相齊。而楊可告緡徧天下、中家以上大抵皆遇告。杜周治之、獄少反者。乃分遣御史廷尉正監、分曹往。即治郡國緡錢、得民財物以億計、奴婢以千萬數、田大縣數百頃、小縣百餘頃、宅亦如之。於是商賈中家以上、大率破、民偷甘食好衣、不事畜藏之產業。而縣官有鹽鐵緡錢之故、用益饒矣。

元鼎年間に行なわれた昆明池の大改修、樓船建造、柏梁台をはじめとする大規模な建築事業、南越平定などの諸費用は、みな算緡、告緡、塩鉄、均輸の制によってまかなわれ

たのである。

元封元年には、この年治粟都尉となった桑弘羊によって平準の官が置かれた。これは元鼎二年桑弘羊が大農の丞となった年、彼の建議によっておかれた均輸（注七）の官とともに、大商人を抑制し、政府の財政を満たそうとするものである。これによって武帝朝の経済政策は完成し、大商人を抑え、中央集権国家の経済力は強固になったのである。元封年間に行なわれた郡国巡狩、泰山封禪、朝鮮への出兵、通天台、首山宮、建章宮などの大建築、南方巡狩などは、この財政政策の完成が裏づけとなって行なわれたのである。

以上のような各種の経済政策を立案推進した武帝時代の経済官僚として、平準書に名のみえるものは、東郭咸陽、孔僅、桑弘羊、顔異、卜式、楊可などである。このうち東郭咸陽は齊の大製塩業者、孔僅は南陽の大製塩業者、桑弘羊は雒陽の商人の子である。商人が官僚として重用されるのは、武帝時代、元朔以来の特色である。

### (三)

上述のような武帝時代の経済政策について、司馬遷はどのように考えていたであろうか。

それは根本的には、利殖の世界が政治の世界にもちこまれたことに対する批判となってあらわれている。

司馬遷は、貨殖列伝において利の追求を人間の本性とみ

人間の貨殖行為を認めた。また、貨殖の世界を一つの独立した、政治の世界とは別個の世界とみなし、それ自体で規律を持つており、そしてそれは自然の道理の顯現であると考えた。すなわち、司馬遷は貨殖列伝において

故待農而食之、虞而出之、工而成之、商而通之。此寧有政教發徵期會哉。人各任其能、竭其力、以得所欲。故物賤之徵貴、貴之徵賤、各勸其業、樂其事、若水之趨下、日夜無休時、不召而自來、不求而民出之。豈非道之所符、而自然之驗邪。

とのべている。

しかし武帝時代の現実には、商人階級出身の経済官僚による政府の経済活動が行なわれている。均輸、平準、塩鉄事業の官營化などは国家が貨殖の行為を行うことである。貨殖という点だけについて考えてみれば、司馬遷はそれを認めているのではあるが、しかし国家が貨殖の行為をするとは、庶民の世界にのみ是認される利の追求が、政治の世界にもちこまれることであつて、司馬遷はこれを許せないと考えていた。なぜなら、利の追求が政治の世界に入りこんでくることは、政治の乱れるものとなると考えていたからである。すなわち、司馬遷は孟子荀卿列伝の論贊で、利が乱の始まりとなることを、深い感銘をもってのべている。

太史公曰、余讀孟子書、至梁惠王問何以利吾國、未嘗不

廢書而歎也。曰、嗟乎、利誠亂之始也。夫子罕言利者、常防其原也。故曰放於利而行多怨。自天子至於庶人、好利之弊、何以異哉。

だから、政治の世界に、それと別の独立してあるべき貨殖の行為がもちこまれ、人民と利を争う国家は、国家として最下のものであると、司馬遷は考えた。貨殖列伝に

太史公曰、夫神農以前、吾不知已。至若詩書所述、虞夏以來、耳目欲極聲色之好、口欲窮芻豢之味、身安逸樂、而心誇矜執能之榮。使俗之漸民久矣。雖戶說以眇論、終不能化。故善者因之。其次利道之、其次教悔之、其次整齊之、最下者與之爭。注八

とのべているが、「最下者與之爭」というのは、そのまま武帝時代の実情をさしたものである。

#### 四

では利の世界と政治の世界が混同されてしまったとき、具体的にどのような政治が乱れたと、司馬遷は考えたであろうか。

それは第一に、人材登用の法が衰えてしまったことである。司馬遷は平準書のなかで、くり返しこのことをのべている。

財路衰耗而不贍、入物者補官、出貨者除罪、選舉陵遲、廉恥相冒、武力進用。

軍功多、用越等、大者封侯卿大夫、小者郎吏。吏道雜而多端、則官職耗廢。

使孔僅・東郭咸陽、乘傳舉行天下鹽鐵、作官府。除故鹽鐵家富者爲吏。吏道益雜不選、而多賈人矣。

始令吏得入穀補官。郎至六百石。

乃徵諸犯令。相引數千人。命曰株送徒。入財者得補郎、郎選衰矣。

弘羊又請令吏得入粟補官、及罪人贖罪。令民能入粟甘泉、各有差、以復終身不告緡。

郎吏として登用されるは財物によってであり、人間の能力とか人格は決してかえりみられなかった時代、それが武帝の時代であると司馬遷は考え、このことに深い憤りをもっていたに違いない。くり返してこのことをいうのは、そのためであろう。国家の財政を第一に考えるあまり、政治の根本である人材登用は乱れたが、弊害はそれほどはなかりではない。それは次に酷吏の登用をみ、法治主義をおしすすめる結果となった。

対匈奴戦の騒然たるなかに、人民は労役に苦しみ、そのため次第に法網をくぐるのが巧みになっていった。それはまた、法はますます厳しくなり、酷吏が登用されるという結果をみた。酷吏の登用は、貨殖の臣の登用と共に武帝の時代、とくに元朔以後の特徴であるが、これは対外拡張その他による財政の窮乏、それに対処する経済政策と無関係

ではない。司馬遷は平準書において

及王恢設謀馬邑、匈奴絶和親、侵擾北邊、兵連而不解、天下苦其勞、而干戈日滋、行者驚、居者送、中外騷擾而相奉、百姓玩愒以巧法。……法嚴令具……。

といている。匈奴出兵によって人民は疲弊し、そのため法律を犯す者が多くなつていき、そして法律は厳酷にととのへられていった。この状態をさらにうながしたのが、各種の経済政策である。司馬遷は平準書に次のようにのべている。

盜鑄諸金錢、罪皆死。而吏民之盜鑄白金者、不可勝數。

自造白金五銖錢後五歲、赦吏民之坐盜鑄金錢死者數十萬人。其不發覺相殺者、不可勝計。

而楊可告緡徧天下、中家以上、大抵皆遇告。

國家の利を第一とする経済政策においては、人民の生活は第二義的なものとしてしか考えられず、人民は疲弊している。そして経済政策を強行すれば、それを犯すものが出るのは当然である。法はますます厳重になり、酷吏はますます酷薄になつていった。見知の法が生れ、賤格や沮誹の裁判はひんばんに行なわれ、<sup>注九</sup>さらに腹誹の法ができ、また犯罪の摘発には連坐制(株送徒)をとり一度に数千人が拘引されるようにさえた。酷吏は人民を抑えたばかりではない。公卿大夫もまた、腹誹の法以来、酷吏をばばかり、へつらいの臣が多くなつていった。平準書に

自是之後(元狩四年、大農の顔異が誅せられて以来)有腹誹之法以此。而公卿大夫、多諛諂取容矣。

とのべられている。

武帝の時代は、財物を納めれば官吏になれたし、罪も金錢財物によってどうにでもなるような時代であった。利の追求は時代の風潮となり、政治はみだれていった。司馬遷が平準書において

公孫弘以漢相布被、食不重味、爲天下先。然無益於俗、稍驚於功利。

といい、また貨殖列伝に

天下熙熙皆爲利來、天下壤壤皆爲利往。

というのは、そのまま武帝時代の実態であつたのであろう。

(四)

司馬遷は平準書を次のように結んでいる。

是歲(元封二年)小旱。上令官求雨。卜式言曰、縣官當食

租衣稅而已、今弘羊令吏坐市列肆、販物求利。亨弘羊、

天乃雨。

別人のことばを載録して、自らの論断をそれに託するのは

司馬遷の常用の手法であるが、この卜式のことばもまた、<sup>注十</sup>

司馬遷の桑弘羊に対する批判そのものとみてよいであろう。そして桑弘羊に対する批判は、単に桑弘羊一人に対する批判にとどまらず、武帝時代のほぼ全期にわたって活動

した桑弘羊を断ずることによって、上述のような興利の臣、貨殖の臣の登用によって惹起した諸現象を批判したと考えられるのである。そしてその批判のうらには、司馬遷が表面は華やかで、活気にみちた武帝の時代を下降の時代とする意識があったのだと思われるのである。それは平準書にみられる次のことば

物盛而衰、固其變也。

是以物盛則衰、時極而轉、一質一文、終始之變也。

によって感得できるように思うのである。

なお、この問題は匈奴対策を中心とする、対外拡張政策に対する司馬遷の考え、また酷吏に対する批判なども密接なつながりをもつのであるが、いまは紙数の関係でそこまではふれられなかった。

〔注一〕「至今上即位數歲、漢七十餘年之間、國家無事、非遇水旱之災、民則人給家足、都鄙廩庾皆滿、而府庫餘貨財、京師之錢累巨萬、貫朽而不可校。太倉之粟、陳陳相因、充溢露積於外、至腐敗不可食。衆庶街巷有馬、阡陌之間成群、而乘字牝者、擠而不得聚會。守閭閻者食梁肉、爲吏者長子孫、居官者以爲姓號。故人人自愛而重犯法、先行義而後綈恥辱焉。當此之時、綱疏而民富、役財驕溢、或至兼併蒙黨之徒、以武斷於鄉曲、宗室有土公卿大夫以下、爭于奢侈、室廬輿服、僭于上、無限度。物盛而衰、固其變也。」

〔平準書〕

〔注二〕「自是之後、嚴助・朱買臣等、招來東甌、事兩越、江淮之間、蕭然煩費矣。唐蒙・司馬相如、開路西南夷、鑿山通道千餘里、

以廣巴蜀。巴蜀之民罷焉。彭吳賈滅朝鮮、置滄海之郡、則燕齊之間、靡然發動。及王恢設謀馬邑、匈奴絕和親、侵擾北邊、兵連而不解、天下苦其勞、而干戈日滋。」〔平準書〕

〔注三〕「請置賞官、命曰武功爵。級十七萬、凡直三千餘萬金。諸買武功爵官首者、試補吏、先除。千夫如五大夫。其有罪又減二等。得得至樂卿。」〔平準書〕

〔注四〕糸で貫いた錢一千文を一緡といい、これを單位とした課税。漢書食貨志に次のごとくいう。「商賈滋衆、貧者蓄積無有、皆仰縣官。異時算輜車、賈人之緡、皆錢有差小、請算如故。諸賈人未作、賈貨・賣買居邑・貯積諸物、及商以取利者、雖無市籍、各以其物自占、率緡錢二千而算一。諸作有租及鑄、率緡錢四千算一。非吏比者、三老北邊騎士、輜車一算、商賈人輜車二算。船五丈以上一算。匿不自占、占不悉、戍邊一歲、沒入緡錢、有能告者、以其半界之。」

〔注五〕告緡は算緡を申告しなかったり、いつわったりした者を密告した場合、密告者に被密告者の財産の半ばを与えるもの。注四の漢書食貨志「匿不自占」以下を参照。

〔注六、注七〕均輸の官は、平準の官より先に置かれたものであるが、實際にひろく行なわれたのは、ほぼ同時である。均輸は郡國から税にかえて土地の産物を納付させ、政府が他の土地へ転輸して、時価に平均して売却することで、均輸の官は各郡に置かれた。集解の注に「孟康曰、謂諸當所輸於官者、皆令輸其土地所饒、平其所在時價。官更於他處賣之、輸者既便、而官有利」とあり、塩鉄論本議に「往者郡國諸侯、各以其物貢輸、往來煩雜、物多苦惡、或不償其費。故郡置輸官以相給運、而使遠方之貢、故曰均輸。」と

ある。平準は賦税として出させた産物を京師にあつめ、市価の高  
低により売買するもので、平準の官は京師に置かれた。平準書に  
「置平準于京師、都受天下委輸、召工官治車諸器、皆仰給大農、  
大農之諸官盡籠天下之貨物、貴即賣之、賤則買之。如此富商大賈  
無所牟大利、則反本、而萬物不得騰踊、故抑天下物、名曰平準」  
と説明されている。

〔注八〕 滝川博士史記会注会考証に次のごとくいっている。「因、  
從自然也。利、順利之利、非利益之利。道讀爲導、最下者與之爭、  
譏武帝與利。」

〔注九〕 「自公孫弘以春秋之義繩臣下取漢相、張湯用峻文決理爲廷

尉。於是見知之法生、而廢格・沮廢窮治之獄用矣。其明年（元狩  
元年）淮南・衡山・江都王、謀反迹見、而公卿尋端治之、竟其黨  
與。而坐死者數萬人。長吏益慘急、而法令明察。」（平準書）「趙  
（禹）與張湯論定諸律令、作見知、吏傳相監司。用法益刻、蓋自  
此始。」（酷吏列傳）

〔注十〕 たとえば、王翦伝の末の客語、荆軻伝の末の魯句踐の語、  
鼂錯伝の末の鄧公と景帝の語、武安侯伝の末の武帝の語などがそ  
れである。

（大学院博士課程）